

令和 8 年 6 月 1 7 日
 生活支援部保護第一課
 生活支援部保護第二課
 生活支援部生活応援課

低所得世帯・被保護世帯等エアコン購入費助成事業の実施について

1 概要

都が熱中症対策の強化として実施する「低所得世帯向けエアコン設置区市町村緊急支援事業」（補助率 3/4）及び「低所得世帯向けエアコン設置区市緊急支援事業（被保護世帯）」（補助率 10/10）を活用し、区内住民税非課税世帯・生活保護受給世帯等を対象としたエアコン購入費助成事業を実施する。

2 実施内容

	低所得世帯エアコン購入費助成事業	被保護世帯等エアコン購入費助成事業
対象世帯	住民税非課税世帯または児童扶養手当受給世帯（約 35,000 世帯）で、エアコンが 1 台もない又は故障等で使用できない世帯	生活保護受給世帯（中国残留邦人含む）（約 7,000 世帯）で、エアコンが 1 台もない又は故障等で使用できない世帯
対象経費	エアコン本体購入費、配送費、設置工事費、撤去及びリサイクル費	
補助上限	1 世帯あたり上限 10 万円 （1 世帯 1 台限り）	1 世帯あたり上限 10 万円 （1 世帯 1 台限り） ※本体設置費上限 7 万 8 千円
事業周知	区報、区広報板、区ホームページ、区 SNS への掲載、公共施設へのチラシ配架	全受給世帯への個別周知
所管	生活応援課	保護第一課・保護第二課

3 実施スケジュール

令和 8 年 6 月下旬 事業周知
 7 月 1 日 申込受付開始
 10 月 30 日 申込受付終了
 令和 9 年 3 月 厚生委員会にて実施結果報告

4 その他

本事業は高齢者エアコン購入費助成事業（6 月 30 日まで申込受付）に引き続き実施する。